# 令和3年度 小規模・事業所内保育所の指導検査 保育内容編

大田区こども家庭部保育サービス課指導検査担当

## 保育内容の主な項目

- 1 令和3年度重点項目
- 2 保育所保育に関する基本原則
- 3 養護・教育に関する基本的事項
- 4 保育の計画と記録
- 5 全体的な計画の作成
- 6 指導計画の作成
- 7 保育日誌の作成
- 8 保育内容等の評価
- 9 保育時間、開所時間及び開所日数
- 10 保育士の配置
- 11 整備すべき帳簿
- 12 保護者との連携
- 13 食育計画
- 14 食事計画
- 15 給食材料の用意、保管
- 16 児童の状況に応じた配慮
- 17 検便

- 18 調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検
- 19 食中毒事故対策
- 20 食事の衛生管理
- 21 検食
- 22 給食供給者の届出等
- 23 調理業務委託
- 24 食事の外部搬入
- 25 保健計画
- 26 児童健康診断
- 27 虐待等への対応
- 28 疾病等への対応
- 29 感染症への対応
- 30 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止
- 31 児童の安全確保
- 32 負担させることが適当でない持ち物

## 令和3年度の重点項目

- 1. 保育所保育指針に基づく保育
  - (1)全体的な計画に基づく長期的、短期的な指導計画の作成
  - (2) 指導計画に基づく保育
- 2. 子どもの人権に配慮した適切な保育の徹底
  - (1)児童虐待についての対応
  - (2)児童一人一人に応じた保育
  - (3) 児童の健康状態の把握
- 3. 安全対策の徹底
  - (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策
  - (2) アレルギー児等への対応
  - (3) けが、事故防止の対策
  - (4)感染症・食中毒等予防策

## 1-1 重点項目

## 1. 保育所保育指針に基づく保育

### 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)第35条

保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)に従う。

### 【保育所保育指針の趣旨】(保育所保育指針「第1章総則」より)

- 保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。
- 各保育所はこの指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育 所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能および質の向上に努めなければならない。

## 1-2 重点項目

## 1. 保育所保育指針に基づく保育

### (1)全体的な計画に基づく長期的、短期的な計画の作成

指導計画は、全体的な計画に基づいて保育を実施する際のより具体的な方向性を示すもの。 実際の子どもの姿に基づいて、保育のねらいと内容、環境、予想される子どもの活動やそれ に応じた保育士等の援助・配慮すべき事項、家庭等の連携等を考えて作成する。

### 長期的な計画

長期的な計画は年・数か月単位の期・月等、具体的な保育が展開されるよう、子どもの生活 や発達等を長期的に見通し作成する。

### 短期的な計画

短期的な計画は週、日等長期的な計画に関連させながら、より具体的な日々の子どもの生活、実態に即して作成する。

〔根拠法令等〕「保育所保育指針」第1章

## 1-3 重点項目

## 1. 保育所保育指針に基づく保育

### (2) 指導計画に基づく保育

指導計画に基づく保育の実践にあたっては、次の事項に留意する必要があります

- ①職員の協力体制による保育の展開 施設長、主任保育士のリーダーシップの下、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。
- ②子どもの変化に応じた活動の柔軟な展開 子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。
- ③子どもの主体的な活動を促す保育士等による多様な援助 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等の多様な関わりが重要であることを踏まえ、 子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。
- ④記録と保育内容の見直し、改善子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、 これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の見直しを行い改善を図ること。

〔根拠法令等〕「保育所保育指針」第1章

## 1-4 重点項目

## 2. 子どもの人権に配慮した適切な保育

### 保育所の社会的責任

- ◆保育所は、子どもの人権に十分配慮をするとともに、子ども 一人一人の人格を尊重 して保育を行わなければならない。
- ◆保育所は、子どもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていことを認識 し、子どもの人権等について理解する必要がある。
- 子どもの人権に配慮した保育となっているか。
- 子どもに対する体罰や言葉の暴力など、子どもに身体的、精神的苦痛を与えていないか。

### 養護 生命の保持より

- 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができる。
- ・一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。

〔根拠法令等〕「保育所保育指針」第1章〔参考資料〕 「保育所保育指針解説」

## 1-5 重点項目

## 2. 子どもの人権に配慮した適切な保育

保育の実施に関して留意すべき事項(保育全般に関わる配慮事項)

- ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
- イ 子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。
- ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の 生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないようにすること。
- オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。
- カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

### 〔根拠法令等〕「保育所保育指針」第2章

## 1-6 重点項目

## 2. 子どもの人権に配慮した適切な保育

- (1)児童虐待についての対応
  - ① 早期発見、早期対応の対策

虐待対応においては早期発見、早期対応が重要であるため、職員一人ひとりの気づきを子ども家庭支援センター等へ確実に連絡していくこと。

- ◆自園の早期発見、通告までの手順を作成し、職員と共通理解を深めること。
- ◆園内で役割分担を決め、早期発見と速やかな通告のための連絡体制(子ども家庭支援センター、保育サービス課、保健所、嘱託医等)を整えること。
- ② 子どもの安全確保・保護者対応や関係機関との連携
  - ◆虐待の疑いのある児童が在籍している場合(心配な児童や家庭)、気づきや園における対応、関係機関との連携状況等について、大田区「児童虐待対応マニュアル」の「虐待通告の手順、虐待に気づくためのチェックリスト」等を活用し、時系列に記録に残すこと。

〔参考資料〕 「児童虐待対応マニュアル」 (大田区)

## 1-7 重点項目

## 2. 子どもの人権に配慮した適切な保育

### (2)児童一人一人に応じた保育

- 一人一人の心身共に健やかな成長と発達を保障するためには・・・
  - ①一人一人の子どもの状況や家庭、地域社会での生活の実態を把握する。 家庭と保育所での生活の連続性に配慮し、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、 子どもの主体としての思いや願いを受け止める。
  - ②一人一人の子どもの生活リズムを大切にする。<br/>
    健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や自己を十分に発揮できる環境を整える。
  - ③子どもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じて保育する。 一人一人の子どもの発達過程と個人差に配慮し、育ちについて見通しを持ちながら、実態に即 して保育を行う。
  - ④一人一人の子どもの健康状態並びに発育、発達状態を定期的、継続的に把握する。

〔根拠法令等〕「保育所保育指針」第1章 · 第3章 〔参考資料〕 「保育所保育指針解説」

## 1-8 重点項目

## 2. 子どもの人権に配慮した適切な保育

### (3) 児童の健康状態の把握

保育所保育において、子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、 一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに保育所全体における健康及び安全確保に 努めることが重要となる。

- 子どもの心身の状態の把握定期的・継続的に把握することによって、慢性疾患や障がい、不適切な養育の早期発見につながる。
- 健康状態の把握
   嘱託医、嘱託歯科医による定期的な健康診断、保育士等による日々の子どもの心身の状態の把握、 保護者からの子どもの状態に関する情報提供などにより、総合的に把握する。
- 発育及び発達状態の把握
   発育状態の把握は、定期的に身長や体重を計測し、前回の計測結果と比較する。
   発達状態の把握は、子どもの日常の言動や生活等の状態の丁寧な観察を通して把握する。その際、出生前、出生時の健康状態、生育環境、個人差に留意し、安易に予測や判断はしないこと。
- ◎食物アレルギーや障がい、慢性疾患など、特別な対応が必要な児童について、緊急時の対処法を職員間で 共有してください。

〔根拠法令等〕「保育所保育指針」第3章

## 1-9 重点項目

## 3. 安全対策の徹底

### (1) 乳幼児突然死症候群(SIDS)の防止対策

- 1. 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が判別できるくらいの明るさを保つ。
- 2.乳幼児のそばを離れず、必ず職員が見守ること。
- 3.医学的な理由で医師からうつぶせ寝を推奨されている場合以外は、乳幼児の顔が見えるよう、仰向け寝を徹底すること。
- 4.睡眠時のチェック間隔は、O<u>歳児5分ごと 1・2歳児10分ごと</u>が望ましい間隔。
- 5.保育室内の禁煙を徹底する。
- 6.厚着をさせすぎない、暖房を効かせすぎない。
- 7.保護者と緊密なコミュニケーションを取る。

### 【睡眠チェック項目】

- ①児童の寝付きや睡眠中の姿勢(毛布等が顔にかかっていないかを含む)
- ②顔色(顔面、唇の色等)
- ③呼吸の状態(鼻や口の空気の流れや音の確認、胸の動きの確認)
- ④体温(体に触れて確認)

# **POINT**

- ①子どもの様子や健康状態、睡眠時の癖等把握しておきましょう。
- ②預けはじめの時期や体調不良時等の時には、細やかに観察をしてください。

〔根拠法令等〕「保育施設等における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」

## 1-10 重点項目

### 3. 安全対策の徹底

### (2) アレルギー児等への対応

### 人的エラーを減らす方法

- ◆材料等の置き場、調理する場所が紛らわしくないようにする。
- ◆食物アレルギーの子どもの食事を調理する担当者を明確にする。
- ◆材料を入れる容器、食物アレルギーの子どもに食事を提供する食器、トレイの色や形を明確に変える。
- ◆除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする。
- ◆食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーの子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、 3重のチェック体制をとる。

〔参考資料〕「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

#### 職員間で周知しておく事項

- ①アレルギー疾患生活管理指導表の提出(1年に1回以上)
- ②「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を参考に、食物アレルギー症状への対応の手順、症状別チェックシートや緊急時個別対応表を作成し、職員で共有しておくこと。
- ③定期的に保護者と面談を行う。

## 1-11 重点項目

## 3. 安全対策の徹底

### (3) けが・事故防止の対策

- ◆保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通 理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- ◆事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。
- ◆保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険個所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

〔根拠法令等〕「保育所保育指針」第3章

◆園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。

〔参考資料〕「保育所等における園外活動時の留意事項について」

## 1-12 重点項目

## 3. 安全対策の徹底

### (4) 感染症・食中毒等の予防対策

### 感染症の予防対策

保育所では、乳幼児の生活や行動の特徴、生理的特性を踏まえ感染症に対する正しい知識や情報に基づいた感染症対策を行うことが重要である。

- 1.感染症の集団発生予防
  - 感染経路対策 → 飛沫感染対策・空気感染対策・接触感染対策
  - 予防接種の勧奨
  - 予防接種歴、感染症歴の把握
  - 感染症の疑いのある子どもへの対応
  - 嘱託医、保健所等の関係機関との連携
- 2.大田区保育施設等の新しい生活様式(令和2年6月11日こども家庭部保育サービス課)
  - こまめに換気を行う
  - 少人数で遊ぶ
  - 人と人との間隔を空ける
  - ・手洗い 園内の消毒
  - 健康状態の把握と対応
  - ・ 行事等の対応

〔根拠法令等〕「保育所保育指針」第3章 〔参考資料〕 2018年3月厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」

## 1-13 重点項目

## 3. 安全対策の徹底

(4) 感染症・食中毒等の予防対策

### 食中毒等の予防対策

- ①食中毒の予防
  - ・調理従事者及び調乳担当者の検便検査、健康チェック
  - 調理室内の衛生管理、点検
  - 調理器具、用具、食具等の衛生管理
  - 給食原材料の検収(品質、鮮度、品温)、下処理段階における管理の徹底
  - 加熱調理食品の加熱温度管理
  - ・原材料及び調理済み食品の温度管理の徹底
- ②食中毒発生時の対応
  - ・食中毒発生に関する対応マニュアルの作成及び職員への周知
  - 嘱託医、保健所等の関係機関との連携、迅速な対応
  - ・子ども、保護者、職員の健康状態の把握
  - ・感染拡大の防止に向けた対応 保健所の指示に従い、食事の提供の中止、施設内の消毒、手洗いの徹底、行事を控える等

〔根拠法令等〕「保育所保育指針」第3章

「大量調理施設衛生管理マニュアル」

〔参考資料〕 「保育所保育指針解説」

## 2 保育所保育に関する基本原則

観点	基本的な考え方
保育所保育に関する基本原則	*保育所保育指針に基づいた、適切な保育が行われているか。
	*適切な保育内容、保育基準になっているか。 ・子どもの発達を理解し個人差や心身の状態に応じた対応 ・子どもが主体的に選択し安心して園生活ができる工夫 ・子どもに肯定感や充実感が育まれる保育対応
	*子ども一人一人の人格を尊重した保育。 ・暴力的な言葉を使用しない(名前の呼び捨て・暴言) ・体罰を行わない ・無視をしない(ネグレクト) ・差別的な待遇をしない(「〇〇ちゃんは、連れて行きません」) ・わいせつな行為をしない ・強制をしない (食事を無理に食べさせない) (眠れない子どもや早く目覚めた子どもを長時間布団で待たせない) ・子どもの自由を奪うようなことをしない (乳児をラックのベルト等で縛り付けない等) ・着替えやおむつ交換の際の配慮をする (他者からの視線を遮る工夫、全裸にしない)

## 3 養護・教育に関する基本的事項

観点	基本的な考え方
養護・教育の内容は 適切か	*保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。
	*保育所における「教育」は、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。 ・乳児(3つの視点) ①健やかに伸び伸びと育つ ②身近な人と気持ちが通じ合う ③身近なものと関わり感性が育つ ・満1歳から(5領域) ①健康 ②人間関係 ③環境 ④言葉 ⑤表現 *保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。
	幼児教育を行う施設として共有すべき事項     ・育みたい資質・能力     ・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

〔根拠法令等〕「保育所保育指針」第1章 第2章



◆保育における養護とは、保育士等による細やかな配慮の下での援助や関わりの全てを示すものであり、 子どもと受容的・応答的に関わることで安心感や信頼感を得られるようにしていくこと。

## 4 保育の計画と記録

### 保育所保育指針に基づく指導計画

	<b></b>	O歳児	1歳児	2歳児
1.全体的な計画	0			
2.年間指導計画		0	0	0
3.月案		0	0	0
4.個別的な指導計画(月案)		0	0	〇(3歳未満児)
5.週案•日案		0	0	0
6.保育日誌		0	0	0
7.個人別記録 0,1歳児クラス		0	0	

## **POINT**

- ◆保育所における保育は、計画とそれに基づく養護と教育が一体となった保育の実践を、保育の記録等 を通じて振り返り、評価した結果を次の計画に活かしていく。
- ◆施設長は、指導計画立案時や評価反省の記入後に内容を確認し、押印またはサインをすること。 ICT化等により施設長が確認したことが記録できない場合は、別紙に確認表など作成し保管するとよい。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」 第1章

## 5 全体的な計画の作成

	遠	0歳児	1歳児	2歳児
1、全体的な計画	0			

観点	基本的な考え方
全体的な計画を作成しているか	*全体的な計画 各保育所の「保育の方針」「目標」に基づいた、子どもの発達過程を踏まえ、 保育の「ねらい」「内容」(養護と教育)が展開されるよう作成されていること。 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指 導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよ うに作成すること。
	<ul> <li>〈保育の実施・運営に関わる基本事項〉</li> <li>・保育の基本原則(理念・目標・方法・社会的責任)</li> <li>・発達過程に応じた保育の実践(養護と教育)</li> <li>・保育内容等の評価(保育士等及び保育所の自己評価)</li> <li>・衛生管理と安全管理</li> <li>・災害への備え</li> <li>・保育所の特性をいかした子育て支援(保護者・地域)</li> <li>・職員の資質向上</li> <li>(職員の自己研鑚を支える組織の体制とマネジメント)</li> </ul>



◆子どもや家庭の状況、地域の実態等にあわせて実践している保育の特徴を特色ある保育として 記載する。

## 6-1 指導計画の作成(長期的な計画)

	袁	0歳児	1歳児	2歳児
2.年間指導計画		0	0	0
3.月案		0	0	0
4.個別的な指導計画(月案)		0	0	〇(3歳未満児)

観点	基本的な考え方
長期的な指導計画が作成されているか ・年間指導計画、期ごとの計画、月案等の作成	*長期的な指導計画 全体的な計画に基づき、具体的な保育が展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した計画であること。 ・ねらい、配慮、保育内容(養護と教育)、保育内容に対する配慮、評価反省を記載し、全体的な計画と連動した内容を含む項目を整えるとよい。
3歳未満児について、個 別的な指導計画を作成してい るか	*個別的な指導計画 ・3歳未満児(O、1、2歳) については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。

〔助言事項〕月案に月のねらいを立案できるように様式を整えて保育実践にいかすこと。



- ◆指導計画は、全体的な計画に基づき立案すること。
- ◆個別的な指導計画は、子どもの発達過程や状況にあった内容が盛り込まれていること。

## 6-2 指導計画の作成(短期的な計画)

	園	0歳児	1歳児	2歳児
5.週案•日案		0	0	0

観点	基本的な考え方
短期的な指導計画が作成 されているか	*短期的な指導計画 長期的な指導計画に関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即し た計画を作成すること。
・週案、日案等の作成	・全体的な計画、長期的な指導計画との関連性があるか。

## **POINT**

◆短期的な指導計画は、長期的な指導計画を踏まえたうえで、その時期の子どもがどのようなことに 興味や関心をもっているのか、どのように遊んだり生活したりしているのかといった実態に即して作成 すること。

〔根拠法令等〕「保育所保育指針」 第1章 〔参考資料〕 「保育所保育指針解説」

## 6-3 指導計画の作成

観 点	基本的な考え方
指導計画に長時間にわたる保育が位置 付けられているか。	子どもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に十分配慮して、保育内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携等を指導計画に位置づけること
.障害のある子どもの保育について指導	-人一人の子どもの発達過程や特性を把握し、適切な環境の下で他の子ど
計画の中に位置付けられているか。	もとの生活を通してともに成長できるよう指導計画に位置づけること。
異年齢保育の指導計画に年齢ごとのね	異年齢の編成による保育は、子どもの発達差が大きいため、保育のねらい、
らい、配慮が立園されているか。	配慮は年齢ごとに作成する。

## POINT

- ◆指導計画に中に特別な支援を要する児童の保育(障害のある子どもの保育)の位置づけをする。個人別計画は、その子の発達過程や特性に応じて、少しずつ達成できるよう細やかに設定し、家庭、関係機関と連携した支援のための計画を作成する。
- ◆異年齢の指導計画、保育日誌など記載する際は、活動内容は同じでも、保育のねらい、配慮等は年齢ごとに記載する。(土曜日合同保育も同様)

〔根拠法令等〕「保育所保育指針」 第1章 〔参考資料〕 「保育所保育指針解説」

## 7 保育日誌の作成

	園	0歳児	1歳児	2歳児
6.保育日誌(全体)		0	0	0
7.個人別記録 0,1歳児クラス		0	0	

観点	基本的な考え方
保育日誌を作成しているか	*保育日誌の作成 ・保育日誌は、保育の過程(全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況)の記録である。 保育の実践を正確に把握し、保育士の反省の資料として、次の保育の手がかりとなる重要な記録簿である。
O、1歳児については個人別記録 になっているか	*個人別記録 ・O,1歳児は生活記録(食事、排泄、睡眠、体温等)と子どもの活動の様子を個人別に記録する。 ・土曜日の保育状況については、合同日誌等への記載の場合でも、O.1歳児の個人別記録を記入すること。

- PO 1歳児は、クラス日誌の他に個人別記録を作成すること。生活記録には、食事、排泄、睡眠、体温の項目があるとよい、個人別記録と別に作成してもよい。 とよい。個人別記録と別に作成してもよい。
  - ◆クラス日誌の記載項目、日付、曜日、天気、児童の出欠状況(総数), 記録者、保育のねらい、配慮、主な活動の様子、 園長確認サインまたは押印等、保育の振り返りの項目を整えること。
  - ◆連絡帳の複写を個人別記録とする場合には、子どもの成長発達、情緒面等を補記すること。

# 8 保育内容等の評価

観点	基本的な考え方
保育士等の自己評価を行い、 専門性の向上や保育実践の 改善を行っているか	*保育の計画や記録を通して、自ら保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や改善を図る。
保育所の自己評価を行っているか	*保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努めなければならない。  *公表方法の具体例 ・園だよりなどの定期的な通信への掲載 ・ホームページや地域の広報誌への掲載 (行事や保護者会のアンケート等の結果を保護者に公表していくとよい)
評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか	*保育所は評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育内容等の改善を図ること。 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及び改善という一連の 取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解を もって取り組むことに留意すること。

## 9 保育時間、開所時間及び開所日数

観点	基本的な考え方
保育時間、開所時間及び開所日数 ・開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられてるか	*原則11時間の開所時間を確保すること。 ・保育所は保育を必要とする子どもを日々保護者の下から通わせ、保育を行うことを目的とする施設であり、理由なく休所することはできない。
休所(一部休所、家庭保育依頼)をしていないか	*休所(一部休所を含む)について ・夏季、年末年始、土曜保育依頼、卒園式や遠足に参加しない児童に対して、家庭保育を依頼することは認められていない。 ・運動会、発表会等、午前のみで終了する行事の開催日において、午後の休所や家庭保育依頼は認められていない。

# **POINT**

- ◆緊急で保育の必要性が生じた時に保護者が園と連絡が取れるよう、連絡先を周知しておくこと。
- ◆保育の必要性が生じた際に対応できるように、シフトを作成し保育体制を確保しておくこと。

#### 〔根拠法令等〕

「児童福祉法」39条

「大田区家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例」第25条、第31条、第33条、第49条

「大田区家庭的保育事業等認可事務取扱要綱」 第5条

「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」1-2(2)第1-1[保育所](1)

## 10-1 保育士の配置

観 点	基本的な考え方
保育士が適正に配置されているか	*基準に基づいた保育士の適正配置 乳児おおむね3人につき1人、満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人、満3歳以上4歳に満たない児童おおむね 20人につき1人、満4歳以上の児童おおむね30人につき1人を保育士の員数とする。 ・職員の配置基準は、必要保育士数が1名であっても、常時2人を下回ってはならない。

### 〔根拠法令等〕

「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」

- 小規模保育事業A型 第30条
- 小規模保育事業B型 第32条
- 事業所内保育事業 第45条、第48条

## 10-2 保育士の配置

必要保育士数が1人の場合であっても、常時2人を下回ってはならない。 この場合における配置は以下の通り、次のいずれかの要件を満たさなければならない。

### 小規模保育施設 事業所内保育所 A型 の保育士の適正配置(保育士)

- ア 常勤保育士2人
- イ 常勤保育士1人、非常勤保育士1人

### A型の保育士の不適切な配置

- ア 非常勤保育士2人
- イ 常勤保育士1人、保育補助(無資格者)1人
- ※保育従事者は、区長が行う研修(区長が指定する都道府県知事、その他の機関が行う研修を含む) を修了した者のことを言いますが、大田区では、小規模保育所A型及び事業所内保育所A型につい ては、保育士と保育従事者(研修済み)の組み合わせは不適切な組み合わせとなります。

## 10-3 保育士の配置

	小規模保育施設 事業所内保育所 B型 の保育士の適正配置(6割以上は保育士とすること)		
ア	常勤保育士2人		
1	常勤保育士1人、非常勤保育士1人		
ウ	常勤保育士1人、常勤保育従事者1人		
I	常勤保育士1人、非常勤保育従事者1人		
才	常勤保育従事者1人、非常勤保育士1人		
	B型の保育士の不適切な配置		
カ	非常勤保育士2人	常勤いない	
+	非常勤保育従事者1人、保育補助(無資格)1人	保育士いない	
ク	非常勤保育士1人、非常勤保育従事者1人	常勤いない	
ケ	常勤保育従事者1人、非常勤保育従事者1人	保育士いない	
	常勤保育士1人、保育補助(無資格)1人	保育士1人	
サ	保育士2名で保育時、そのうち1名が調理業務にあたっていた	保育士1人	

<sup>〈</sup>保育従事者〉保育士その他保育に従事する職員は、区長が行う研修(区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者。

〔根拠法令等〕「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第32条

## 10-4 保育士の配置

# POINT

- ◆開所時間中は緊急時の保育に対応するため、常時保育士等を2人以上配置すること。
- ◆施設長は、保育士の勤務体制や勤務実績の誤りや記載漏れがないか確認し、保育士を適正に配置 すること。
- ◆職員が適正に配置されていることがわかるように、勤務実績、子どもの登降園の時間等を記録しておくこと。
- ◆土曜日、保育士2名で保育、調理業務1名を配置すること。

### [根拠法令等]

「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第30条、第32条、第45条、第48条 「大田区家庭的保育事業等認可事務取扱要綱」第10条、第13条 「大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱」第15条

## 11 整備すべき帳簿

観点	基本的な考え方
児童出欠簿を作成している か	*児童出欠簿が作成され、記録漏れがないこと。
	<ul><li>全児童について毎日、出欠の表示を漏れなく記録し、欠席の理由について も記録すること。</li></ul>
児童票を作成しているか	*児童票を作成し、発達チェック及び保育経過を記録すること。
	<ul><li>児童票には、個々の児童の状況を把握するものとして、保育上 必要最低限の家庭状況等の参考記録が必要である。</li></ul>

## 12 保護者との連携

観点	基本的な考え方
保護者との連携は十分か。	*3歳未満児については、連絡帳を備えること。

## 13 食育計画

観点	基本的な考え方
食事の提供を含む食育計画を 全体的な計画に基づいて作成 されているか	*食育計画は、全体的な計画に基づいて作成する。 *食育計画に、評価・反省を記載し、改善するように努めること。

# **POINT**

- ◆食育計画は、行事やクッキングの予定だけでなく、日々の食事を提供するにあたり、 楽しく食事ができるように、子どもの年齢発達に合わせた計画を作成すること。
- ◆定期的に評価、振り返りを記録に残し、保育実践にいかすこと。

## 14 食事計画

観点	基本的な考え方
給与栄養量の目標を設定して いるか	*子どもの性、年齢、発育、発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量(給与栄養量)の目標を設定するように努める。

- ◆離乳食、3歳未満児、3歳以上児の献立には、給与栄養量の目標を記載すること。
- ◆記載方法については、一日の目標値または月の平均値でもよい。

〔根拠法令等〕「大田区家庭的保育事業等の設備及び雲煙に関する基準を定める条例」第15条、第16条 「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」第15条、第16条 「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」

観 点	基本的な考え方
給食(献立)会議に施設長 が参加しているか	*給食(献立)会議に、施設長が参加すること。 *給食(献立)会議の記録を作成し、職員と共有すること。 *献立の作成等には、施設長が責任者として関与すること。

◆献立内容、調理、盛り付け・配膳、喫食等を踏まえ、施設長を含む関係者(栄養士及び調理師・保育士等) が情報を共有し、次月の食事計画にいかしていくこと。また会議内容を記録し職員と共有すること。

「根拠法令等」「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」

## 15 給食材料の用意、保管

観点	基本的な考え方
給食材料を適切に用意保管 しているか	*発注書及び納品書に責任者(施設長)が関与すること。 ・発注書は、発注前に施設長がサインまたは押印する等、施設長の関与が明確にわかるようにする。
発注書及び納品書の管理が 適正にされているか	*給食の規模の大小にかかわらず、発注・払出を伝票などで把握すること。 *発注書及び納品書を、適切な期間保管する。
検査用保存食の保存方法又は保存期間は適切であるか	*検査用保存食の適切な保存 ・検査用保存食は、原材料及び調理済み食品を50g程度、清潔な容器又はビニール袋に入れ密封し、-20℃以下で2週間以上保存する。なお、原材料は、特に洗浄・殺菌等を行わず、購入した状態で保存する。

## **POINT**

- ◆発注書や納品書が手元に残らない場合には、発注・納品の内容が確認できるように記録し、保管すること。 また、レシートや領収書の場合には、購入したものがわかるようにしておくこと。
- ◆施設長は、給食提供に関わる全ての書類を確認し、押印またはサインをすること。

## 16 児童の状況に応じた配慮

観点	基本的な考え方
児童の状況に応じた配慮をしているか 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮 をしているか	*子どもの発達や状況に応じた食事を提供する。 ・食材の切り方、味付け等、発達段階に応じた配慮をする。 ・体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の状態等に応じ嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力のもと適切に対応をすること。 ・看護師や栄養士が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図る。
食物アレルギーへの対応を適切に行っているか 食物アレルギーの児童に安全・確実な対処方法が確立されているか	*食物アレルギーのある子どもへの対応は、誤配や誤食等の発生予防に努める。 *医師の指導、指示のもとに対応を行う。 ・生活管理指導表等の活用 *危機管理体制が構築されていること。 ・配慮や管理の根拠となる書類の扱い ・配慮が不要(除去解除)になる場合の対応 ・エピペン、内服薬の園外への持ち出し ・保護者との連携



- ◆食事の際には、個別テーブルを使用し、職員が側につくこと。
- ◆誤食防止の取組について、誤食の主な発生要因となる人的エラーを防ぐために保育所の職員全員で認識を共有し、 対策を行うこと。また、保育所における食育は子どもが成長していくうえで非常に重要であるが、誤食は様々な 場面で起こりうることを認識し体制を整えること。

### [根拠法令等]

「保育所保育指針」第3章

「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」

#### [参考資料]

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

観点	基本的な考え方
調理従事者及び調乳担当者の検 便を適切に実施しているか	*調理従事者及び調乳担当者については、その雇入れ時及び配置換えの際 並びに月1回以上、必ず検便を実施し、検査結果を確認してから調理・ 調乳業務に従事させる。
  ・雇入れの際又は当該業務へ	<ul> <li>検便結果が判明する前に調理・調乳業務に従事することは認められない。</li> </ul>
配置替えの際には検便を 実施しているか。	*赤痢・サルモネラ、O-157について検査しているか。
・検便検査の結果を適切に 保管しているか	*10月〜3月までの間には月1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便 検査に努めること

- ◆チェックリストを作成し、調理業務に従事する職員の検便の実施状況や結果を把握していくとよい。
- POINT ◆系列園や委託業者から応援に来る調理従事者についても、検便の結果を施設長が確認し、その記録を園で保管しておくこと。
  - ◆検便結果が月をまたがないようにするために、検便の設定時期を工夫する。

#### [根拠法令等]

「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第15条、第16条

「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」

「社会福祉施設における衛生管理について」

「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」

「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」

「児童福祉施設等における衛生管理等について」

「労働安全衛生規則」第47条

### 18 調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検

観点	基本的な考え方
調理従事者及び調乳担当者の健康 チェックを毎日行い記録しているか	*調理従事者及び調乳担当者は、日々業務に従事する前に健康チェックを行う。 ・調理従事者及び調乳担当者は、自身の健康状態(下痢、嘔吐、発熱等感染症が疑われる症状がないか、手指に傷や化膿創等がないか)について、日々業務に従事する前にチェックし、記録する必要がある。 ・健康チェックは個人別、項目別に記録する。
調理室、食材等の衛生管理は適切か	*調理室の衛生管理について、毎日自主点検を行い、衛生管理点検票等を用いて記録する。 *調理室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。 *食器の取り扱いについて 児童が水分補給のため直接口をつけて飲用する水筒の取り扱いについては、以下の通りです。 1.水筒は、児童が水分補給をするための『食器』です。洗浄、消毒を適切に行ってください。 (水筒は、飲み物を飲むときに使用するコップ等に代わるもの) 2.従って、水筒は、適切な洗浄をせず長時間使用することを避けてください。

# POINT

◆施設長は、調理従事者及び調乳担当者に、調理・調乳業務従事前に健康チェック及び調理室の衛生点検を 行わせ、その結果を記録させること。

#### [根拠法令等]

「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第14条

「社会福祉施設における衛生管理について」

「大量調理施設衛生管理マニュアル」 別紙「調理施設の点検表」「従事者等の衛生管理点検表」

「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」児童福祉施設等における衛生管理の強化について」

「水筒の取り扱いについて」 平成30年9月19日 大田区指導検査

### 19 食中毒事故対策

観点	基本的な考え方
食中毒事故の発生予防を行っ ているか	*新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に、調理、盛りつけ時の 衛生(なま物はなるべく避け、加熱を十分に行う、盛り付けは手で 行わない等)には十分留意すること。
食中毒事故が発生した場合の 事後対策がとられているか	*食中毒事故の発生及び疑いが生じた場合には、医師の診察を受けるとともに保健所に連絡し、指示を仰ぐ等の措置を講じ、事故の拡大を最小限にとどめるよう徹底すること。
検査用保存食を適切に保存し ているか	*検査用保存食は原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ 清潔容器(ビニール袋等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間 保存する こと。 原材料は、特に洗浄、殺菌を行わず、購入した状態で保存すること。

### 20 食事の衛生管理

- 1. 〇歳児の授乳は食事と捉え、身支度を整え、衛生的な環境で行うこと。
- 2. 食事介助の際には、三角巾等で髪の毛を全て被う。 (異物混入防止にもつながる)

### 21 検食

観点	基本的な考え方
検食を適切に行っているか	*検食を食事提供前に行い、異味、異臭、その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じること。
• 検食の記録を作成しているか。	*検食した結果を記録すること。 日時、検食者、検食結果、異味、異臭、異物混入、施設長の確認(押印 又はサイン)

# **POINT**

- ◆保育園で提供するおやつ、食事、延長保育の補食及び夕食について検食を行い、その結果を記録することが必要である。
- ◆市販のお菓子を提供している場合も、検食は必要である。

〔根拠法令等〕「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」

「大田区家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例」

「延長保育事業の実施について」

### 22 給食供給者の届出等

観点	基本的な考え方
給食供給者の届出がされ ているか	*給食供給者(同一の施設等で週1回以上継続的に1回20食以上の食事を提供する者)は、所管の保健所に、届出する。
食品衛生責任者の氏名が 掲示されているか	*食品衛生責任者の氏名は、調理場の見やすい場所に掲示する。食品衛生責任者が変更になった場合は、速やかに新しい氏名を掲示する。

# POINT

- ◆給食供給者の届出が必要とされ、提出している場合のみ、内容に変更があった場合は、所管の保健所に変更届を提出してください。
- ◆食品衛生責任者の名札の大きさは、一辺が20cm以上、他辺が10cm以上の長方形にする。

### 23 調理業務委託

観点	基本的な考え方
調理業務を委託している 場合に、適切に行ってい るか	*施設と受託業者との業務分担及び経費負担等、必要な事項が記載されていることを確認したうえで、契約書を取り交わすこと。

- P○ N T ◆施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容 により、食事の質が確保されるようにする。
  - ◆施設は、児童の状況に合わせた(年齢、発達、体調不良、食物アレルギー 、障がい等)食事が提供できるよう、委託業者と連携し、適切な対応をし ていくことが必要である。

〔根拠法令等〕「保育所における調理業務の委託について」

#### 24 食事の外部搬入

観点	基本的な考え方
食事を外部搬入により 提供している場合に適 切に行っているか。	*条例で条件を満たす保育所は、食事を搬入施設で調理し、搬入する方法により 提供することができる。ただし、当該保育所で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなくてはならない。



◆外部搬入する食事(離乳食も含む) についても、必ず検食を行い記録に残すこと。

#### 25 保健計画

観点	基本的な考え方
保健計画を作成しているか	*子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づき作成し、 全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の 保持及び増進に努めていく。

# **POINT**

- ◆保健計画に基づき実践したことを記録し、定期的に評価反省を行い、今後の計画にいかすこと。
- ◆施設長は、保健計画立案時や評価反省の記入後に内容を確認し、押印またはサインすること。 ICT化で確認したことが記録できない場合は、確認表など作成するとよい。

#### 26 児童健康診断

観点	基本的な考え方
健康診断を適切に行っているか ・健康診断の実施時期 ・実施方法が適切である か	*入所した児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 *健康診断を欠席した児童に対しても、健康診断を実施する。
健康診断の記録を作成しているか 保護者と健康診断結果について連絡 をとっているか	*子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により 定期的に健康診断を行い、その結果を記録し活用するとともに保護 者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用でき るようにしていく。

## **POINT**

- ◆健康診断を欠席した児童についても、健康診断を行い未受診にならないようにすること。
- ◆健康診断受診後は、健康診断記録に、健康診断日、健康診断結果、園医の押印またはサイン等を 記録し、記入漏れがないかを確認すること。
- ◆保護者に健康診断結果を連絡する際には、口頭だけではなく健康カードや健康診断結果表等を使用し知らせること。

#### 〔根拠法令等〕

「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」 第17条、第27条、第31条、第33条、第49条「学校保健安全法」第11条、第13条、第17条 「学校保健安全法施行令」 「学校保健安全法施行規則」 「保育所保育指針」第3章

#### 27 虐待等への対応

観点	基本的な考え方
児童虐待の早期発見のため に子どもの心身の状態を観 察しているか	*子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区や関係機関(嘱託医、子ども家庭支援センター、児童相談所、福祉事務所、民生委員、児童委員、保健所等)と連携し、適切な対応を図ること。
虐待が疑われる場合や不適 切な養育の兆候が見られる 場合に、適切に対応してい るか	*虐待対応においては、早期発見、早期対応が重要であるため、職員の一人ひとりの気づきを子ども家庭支援センターに確実に連絡していく。

# **POINT**

◆大田区「児童虐待対応マニュアル」を参照し、自園の虐待防止対応マニュアル、虐待発見から通告までの手順、チェックリスト等を作成するとともに具体的き記録に残すこと。また必要に応じて、区や関係機関と連携し適切に対応すること。

#### [根拠法令等]

「児童虐待の防止等に関する法律」第5条、第6条「児童福祉法」第25条

「保育所保育指針」第3章、第4章

### 28 疾病等への対応

観点	基本的な考え方
体調不良等への対応を適切 に行っているか	*保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、子どもの状態等に応 じて、保護者に連絡する。
	*嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。
	*看護師等が配置されている場合にはその専門性をいかした対応を図る。

# POINT

◆アレルギーや熱性けいれん等、特別な対応が必要な児童について、緊急時の対応や役割分担など 全職員で共有すること。

### 29 感染症への対応

観点	基本的な考え方
感染症の予防対策を講じてい るか	*感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区市町村、保健所等に連絡し、 その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等につ
感染症発生時にまん延防止対 策を講じているか	いて協力を求めること。 また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじ め関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場
感染症発生時には、 速やか に地域の医療機関と連携し、 また保健所へ報告しているか	合には、その専門性をいかした対応を図ること。

# **POINT**

- ◆感染症のまん延につながるおそれがあるので、児童及び職員がタオルを共同で使用しないこと。
- ◆個別タオルは重ならないようにし、歯ブラシ、コップ(うがい用)については衛生管理に努めること。

#### 30-1 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

観点	基本的な考え方
乳幼児突然死症候群(SIDS) の予防及び睡眠中の事故防止策 を講じているか	*乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。
睡眠チェック表を作成しているか	*SIDS予防の観点から、医学上の理由を除き、うつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の状態をきめ細かく観察する等基本事項を遵守すること。1歳以上であっても、子どもの状況により仰向けに寝かせること。また預けはじめの時期は、特に注意し、きめ細やかな見守りが必要である。

### **POINT**

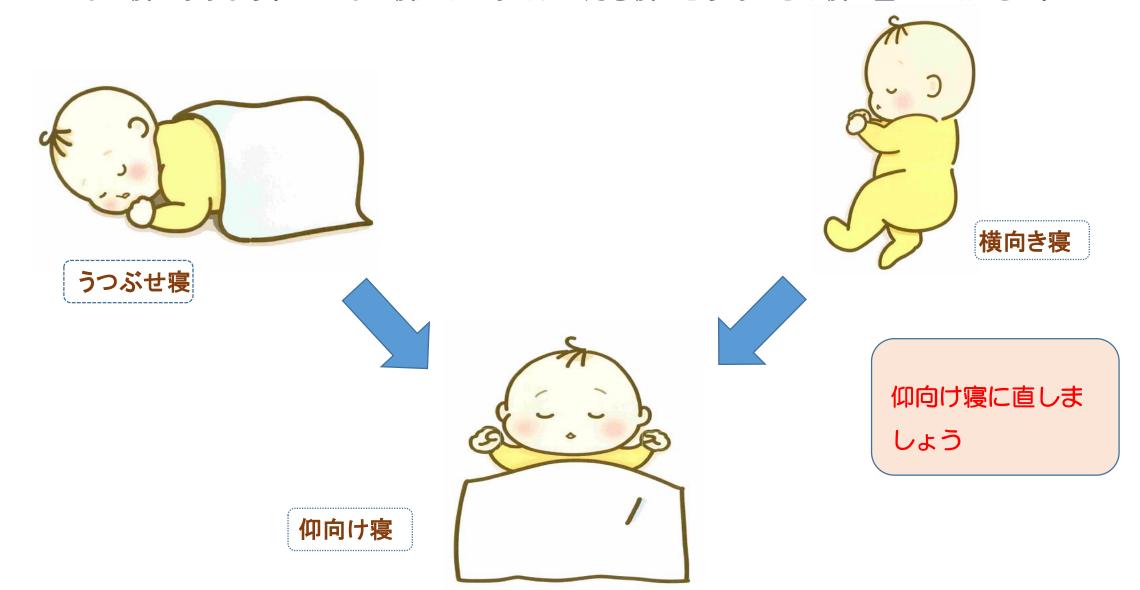
- ◆睡眠チェックは担当者を明確にし、確認した職員の名前を記録すること。 ○歳児は5分、1、2歳児は10分毎に、子ども一人一人を確認し記録する。
- ◆うつぶせ寝や横向きは、仰向け寝に直したことがわかる記録を付けること。
- ◆機器の使用の有無に関わらず、必ず職員がそばにつく。
  - 特に医師から横向きやうつぶせ寝を指示されている子どもや体調不良の子どもについては、異常の有無が確認できる位置につくこと。
- ◆子どもの様子や健康状態、睡眠時の癖など、把握しておく。特に預けはじめの時期や体調不良等の時には、子どもの状態に合わせて睡眠チェックの間隔を短くし、細やかに観察していくこと。
- ◆睡眠時の顔色や表情が観察できる明るさを確保する。室内が暗い場合は、カーテンやブラインドを開ける、電気をつける等工夫していくとよい。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第2章、第3章

「児童福祉行政指導検査の実施について」別紙1-2(2)第1-1[共通事項(2)「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の実施について」「大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱」第18条]

#### 30-2 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

◆あおむけ寝とは、胸や腹が上を向いている状態です。顔が横を向いていても、胸や腹が床についていればうつぶせ寝になります。うつぶせ寝だけでなくよこ向き寝も必ずあおむけ寝に直してください。



#### 30-3 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

◆うつぶせ寝や横向き寝は、必ずあおむけ寝に直し、直したことがわかる記録を付けてください。

(例1) 个仰向け ↓うつ伏せ ←左横向き →右横向き \*仰向け寝に直したら○をつける

	時間	12:00	12:05	12:10	12:15
児童	姿 勢	<b>↑</b>	$\rightarrow$	<b>↑</b>	$\bigcirc$
	呼吸•体温等	<b>V</b>	<b>V</b>	咳	~
名	確認者名	00	00	00	00

(例2) あ・・・仰向け み・・・右横向き ひ・・・左横向き う・・・うつ伏せ

	時 間	12:00	12:05	12:10	12:15
児童	姿 勢	あ	み→あ	う → あ	ひ→あ
	呼吸•体温等	咳込む	~	~	~
名	確認者名	00	00	00	00

- \*どちらも、あおむけ寝に直す前の姿勢を書き、それからあおむけ寝に直したことがわかるよう 記録してください。
- \*各施設で、記録しやすい方法を検討し、職員で共通理解を図ってください。

# 31-1 児童の安全確保

観点	基本的な考え方
児童の事故防止に配慮しているか	*事故防止のために、子どもの心身の状態を踏まえつつ、施設内外の安全点 検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、 家庭や地域の関係機関の協力の下、安全指導を行うこと。
	*事故防止の取り組みを行う際には、特に、 <u>睡眠中</u> 、プール活動・水遊び中、 食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体 的な活動を大切にしつつ、室内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、 必要な対策を講じること。
事故発生時、適切に対応しているか	*傷害等が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。
事故報告は速やかに行われているか	*児童に事故があったときは、区長に対し「特定教育・保育施設における事故発生時の事故報告書の提出について」(平成27年5月20日付け27こ保発第10521号)に基づき速やかに <u>事故報告書を提出しなければならない。</u> また。治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等については、区市町村(大田区)から東京都に報告し、東京都から国へ報告をすることになっている。

#### 31-2 児童の安全確保

#### 事故報告について

大田区	東京都	国(厚生労働省)	
1. 事業所で怪我等により事故報告書を作成 した場合	1. 感染症もしくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じたとき	1. 死亡事故 2. 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病	
2. 食物アレルギー関連(発症がなくとも施設の不注意で誤飲食があった場合)	2. 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又 は発生しかけた場合	を伴う重篤な事故等(意識不明(人工呼吸 器をつける、ICUに入る等)の事故を含み、	
3. 食物アレルギーの発症(施設及び保護者が 把握している以外で発症した場合)	3. その他、児童の生命又は身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した。 関係には、区事既はの主管部署に対し、事	意識不明の事故についてはその後の経過に かかわらず、事案が生じた時点で報告する こと)	
4. 重大事故につながるおそれがある事故(迷子、置き去り、連れ去り、見失い等)が 発生した場合	場合には、区市町村の主管部署に対し、事 案の概要及び発生状況、対応等を迅速に報 告する		
	4. 1から3に係る事案が発生した場合には再 発防止等に役立てるため、経過を記録する とともに施設全体で振り返りを行い、速や かに再発防止策等を講じるとともに、その 内容を区市町村の主管部署に報告すること。		
〔根拠法令等〕 「大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱」	〔根拠法令等〕 「特定教育・保育施設等における事故発生時の対応 について」	〔根拠法令等〕 「特定教育・保育施設等における事故の報告につい て」	

◎保育施設等において、死亡事故等の重大な事故が発生した場合、都道府県又は市町村(特別区含)による教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証委員会を開催し、事実関係の把握を行い死亡又は重大な事故にあった子どもやその保護者等の視点に立って必要な再発防止策を検討する。

(教育・保育施設における重大な事故の再発防止のための事後的な検証について 別紙)

#### 31-3 児童の安全確保

#### 重大事故の再発防止のための取組 (睡眠時の死亡事故の事例より)

#### 1.死亡事故の概要

保育従事者がO歳6か月の男児にミルクを飲ませて寝かしつけ、乳児室のベビーベッドに移した後しばらくして確認に行ったところ、異常が認められたため救急搬送されたがその後死亡が確認された。

2.都道府県または市町村(特別区含む)が重大事故の再発防止のための事後的な検証委員会開催

保育施設等で死亡事故等重大な事故が発生した場合、外部の有識者で構成する検証委員会を開催し、子どもの死亡事故等の重大事故について、事故発生の事実把握や死亡した又は重大な事故にあった子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより必要な再発防止策を検討する。また、検証結果を公表し、事故再発防止に役立てていく。

#### 3.明らかになった問題点や課題

睡眠時の見守りの重要性や睡眠チェックの重要性が理解されておらず、寝返りを始めた乳児のリスクについて認識が不足していた。

◆死亡事故の発生時の状況 (H31.1.1~R元.12.31)

#### 検証委員会からの再発防止及びより良い保育の実現のための提言から

#### ≪睡眠時の対応について≫

- 医学的な理由でうつ伏せ寝を勧められている場合以外は 必ず仰向けに寝かせること。
- 子どもの安全確認をきめ細かく行うこと。
- 子どもを一人にしないこと。

〔根拠法令等〕教育・保育施設における重大事故の再発防止の ための事後的な検証について \*令和元年は以下の施設から死亡事故の報告あり

ロロルーはの「・ハルはか・フルビーデは・小林口のラ					
	認可保育所	一時預かり 事業	その他の認可 外保育施設	合計	
睡眠中	0	1	3	4	
プ―ル活動・ 水遊び	0	0	0	0	
食事中	0	0	0	0	
その他	2	0	0	2	
合計	2	1	3	6	

内閣府子ども・子育て本部(令和2年6月26日)『「令和元年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について』 より

#### 31-4 児童の安全確保

# POINT

- ◆事故が発生した場合には、事故の経過及び対応を事故報告書に記録し、速やかに区へ報告すること。 (大田区の第7号様式を使用すること)
- ◆保護者への連絡は、早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明をすること。また保護者の受け止めの様子についても記録すること。
- ◆事故簿、けが簿、ヒヤリハット簿には必要な事項を細やかに記録し、事故発生原因やその対策については、保育の観点から分析し、園全体で確認し再発防止に努めること。

#### [根拠法令等]

「大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第19条

「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第50条

「大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱」第18条

「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」

「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」

「児童福祉施設等における児童の安全確保について」

「特定教育・保育施設等における事故発生時時等の対応について」

「児童福祉施設における事故防止について」

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」

「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2(2)第1-1「保育所](5)(6)

「保育所保育指針」第3章

「保育所における事故防止について」

### 31-5 児童の安全確保

- 1. 散歩等の園外保育については、事前に散歩経路や目的地を確認し、園全体で危険箇所の把握、緊急時の対応等についても確認すること。
- 2. 散歩に出かける際には、出発時間、到着予定時間、帰園予定時間、実際の帰園時間、子どもの人数、引率する職員等を記録するようにすること。

# **POINT**

- ◆園外保育(散歩)時についても、子どもや職員の安全を守れるように、緊急時への対応や手順等に ついて、園全体で確認すること。
- ◆遊具の使用対象年齢は、その年齢であれば安全に楽しく遊べる目安として設定されているので、子 どもの年齢発達に合わせた目的地を選んで出かけるとよい。

〔根拠法令等〕「子供を交通事故から守るための緊急的な取組みへの協力依頼について」 〔参考資料〕 「保育所における園外活動時の留意事項について」

# 32 負担させることが適当でない持ち物

◆保護者に負担させることが適当と認められないもの及び保育料に含まれるものは、 以下の通りです。(制限列挙)

- 1)連絡帳
- ②昼寝用の布団、上掛け、毛布等 (ただし、シーツ・布団カバー類、タオル、タオルケットを除く)
- ③給食用食器(コップ、箸、スプーン等を含む)
- 4哺乳瓶
- ⑤台布巾
- ⑥個人のものとして持ち帰れない文具類、絵本等(共用の糊など)
- ⑦紙オムツの廃棄費用
- ⑧給食費(3号認定こどもの保育料には、給食費が含まれる)

#### 〔根拠法令等〕

「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条 「小規模・事業所内保育所における保護者からの実費徴収について(通知)」